

高齢者の生活を支える公的年金



9月17日の敬老の日は、
 多年にわたり社会に尽くしてきた
 高齢者の方々を敬愛し長寿を祝う日です。
 その高齢者の生活を支えているのが公的年金です。
 今のあなたの保険料納付が現在の高齢者、
 そして将来のあなた自身の
 年金を支えています。

日本人の平均寿命は男性が79.44歳、女性が85.90歳(平成23年厚生労働省簡易生命表より)で前年と比較して男は0.11歳、女は0.40歳下回っています。公的年金は高齢者世帯の生活を支える大切なものとなっています。

基礎年金には国庫負担(国の税金)が含まれています

国民年金からは、老齢基礎年金のほか、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されますが、これらの基礎年金には国庫負担(税金)が含まれています。

この国庫負担の割合が、法律改正により、平成21年4月以後の加入期間について、これまでの3分の1から2分の1に引き上げられました。これにより将来にわたって、国民年金が安定的に運営されることになりました。

老齢基礎年金は、**原則として25年の受給資格期間**を満たしていない方には支給されません。未納期間が多いと受給資格がなくなると、老齢基礎年金に含まれる国庫負担を受ける大切な権利を失うことにつながります。くれぐれもご注意ください。

お支払いが困難な場合は免除制度が利用できるかどうかについて市役所国民年金係へご相談ください。

年金の裁定請求について

年金を受け取る権利が発生する次の方には「年金請求書」が、日本年金機構から送付されます。

- ① 60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生する方に対し、60歳に到達する3か月前に本人あてに送付されます。
- ② 65歳に老齢基礎年金、老齢厚生年金(厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方)の受給権が発生する方に対し、65歳に到達する3か月前に本人あてに送付されます。
- ③ 特別支給の老齢厚生年金の受給権があるにもかかわらず、未だ年金の決定がされていない方に対し、65歳に到達する3か月前に本人あてに送付されます。

よくある質問 Q & A

Q なぜ年金支給年齢の3か月前前に「年金請求書」が送られるのですか？

A 「年金請求書」を年金支給年齢の3か月前に送付することにしていただくのは、年金の手続きを行う方の中には、あらかじめ記録の確認が必要な方や整備がされていない方がいることから、これらの方に

ついて記録確認・整備に要する期間として、3か月程必要と考えられているからです。

※年金請求書が届いても、**手続きができるのは、お誕生日の1日前**からです。それより前にとられた戸籍等は無効になりますので、ご注意ください。

Q 年齢に達しているのに「年金請求書」が送られてこない場合はどうしたらいいですか？

A 住所変更等により届かない場合は別様式の「年金請求書」で請求が可能です。又、受給資格がないか、確認できない場合も送付されません。代わりに「年金に関するお知らせ」の届がが届きますので、受給資格についてコザ年金事務所または市役所国民年金係へご相談ください。

Q 手続きはどこで行いますか？

A 1号期間のみの方(自営業者等)の受付は、市役所国民年金係で行います。2号期間(会社員、公務員等)のある方及び3号期間(2号被保険者に扶養されている配偶者)のある方の請求先はコザ年金事務所です。
 ※公務員期間のみの方の請求先は各共済組合です。

コザ年金事務所
 ☎098-933-3439